

指定性能評価機関(会員)の分類別性能評価書交付件数合計一覧
(集計期間:平成26年4月1日～平成26年9月30日まで変更は除く)

別紙2

大分類	中分類	項目	建築基準法関係条文 *1	H26上期 合計件数 (4/1～ 9/30)	H25全期 合計件数 (4/1～ 3/31)	H24全期 合計件数 (4/1～ 3/31)	H23全期 合計件数 (4/1～ 3/31)	
防火・避難	耐火構造等	耐火構造	法2条7号	71	131	117	108	
		準耐火構造	法2条7号の2、令115条の2の2	71	112	73	67	
		防火構造	法2条8号	68	154	93	94	
		準防火構造	法23条	1	0	8	3	
		防火地域等の屋根の構造 22条区域の屋根の構造	法63条 法22条	38 1	77 3	84 8	85 2	
	不燃材料等	不燃材料	法2条9号	112	280	235	260	
		準不燃材料	令1条5号	28	56	32	23	
		難燃材料	令1条6号	3	4	0	1	
	防火設備等	特定防火設備	令112条1項	5	23	5	8	
		防火設備	法2条9号の2口、法64条	168	394	341	163	
		防火設備閉鎖機構 防火区画等を貫通する管	令112条14項2号 令129条の2の5第7号ハ	13 25	23 51	21 35	23 0	
	建築物等	耐火性能検証法	令108条の3第1項	22	41	39	36	
		防火区画検証法	令108条の3第4項	11	29	25	18	
		階避難安全性能検証	令129条の2第1項	4	11	5	7	
		全館避難安全性能検証	令129条の2の2第1項	13	38	34	22	
高さ60mを超える建築物(超高層建築物)		法20条1号	41	68	82	88		
構造	高さ60m以下の時刻歴応答解析建築物(免震建築物等)	高さ60m以下の時刻歴応答解析建築物(免震建築物等)	法20条2号口、3号口、4号口	81	191	230	152	
		高さ60mを超える工作物	令139条1項3号他	10	89	179	50	
	壁倍率	軸組工法	令46条4項	15	29	39	35	
		枠組壁工法	施行規則8条の3	1	15	18	15	
	図書省略	基礎杭の許容支持力の算出方法	施行規則1条の3	2	35	16	23	
		木造等	施行規則1条の3	0	0	1	1	
		鉄骨造等	施行規則1条の3	2	8	10	4	
	プログラム	鉄筋コンクリート造等	施行規則1条の3	0	0	0	0	
		構造計算プログラム	法20条2号イ、3号イ	0	0	2	0	
	材料・工法等	特定天井	天井工法	令39条3項	0	0		
指定建築材料		鋼材	法37条2号	16	41	28	41	
		高力ボルト	法37条2号	14	15	6	9	
		構造用ケーブル(ワイヤロープ)	法37条2号	0	1	6	3	
		鉄筋	法37条2号	10	5	9	6	
		溶接材料	法37条2号	0	0	1	0	
		ターンバックル	法37条2号	0	1	8	8	
		コンクリート	法37条2号	87	226	280	211	
		免震材料	法37条2号	18	23	25	22	
		木質接着成形軸材料	法37条2号	0	0	0	0	
		木質複合軸材料	法37条2号	0	0	0	3	
		木質複合断熱パネル	法37条2号	0	0	0	0	
		木質接着複合パネル	法37条2号	0	18	0	18	
		トラス用機械継手	法37条2号	0	0	0	0	
		打込み鋳	法37条2号	0	0	1	1	
		アルミニウム合金	法37条2号	1				
膜材料		法37条2号	1	6	2	1		
石綿飛散防止材		法37条2号	0	2	4	1		
緊張材		法37条2号	1	0	0	1		
軽量気泡コンクリート		法37条2号	0	4	0	0		
鋼材の接合等		鋼材の接合工法	令67条1項	0	1	0	2	
		継ぎ手・仕口構造方法	令67条2項	0	1	6	13	
		高力ボルトの接合	令68条3項	0	4	0	0	
シックハウス		ホルムアルデヒド発散建築材料	令20条の7、2項他	35	51	69	59	
		ホルムアルデヒド量1mg以下の居室	令20条の9他	0	0	0	0	
建築設備		遮音	界壁の遮音構造	法30条	8	13	9	14
		浄化槽	合併処理浄化槽	法31条2項、令35条1項	3	0	6	5
		昇降機	かご及び主要な支持部分等	令129条の4、1項3号他	42	122	118	117
		非常用照明	非常用の照明装置	令126条の5第2号	7			
その他		遊戯施設	客席にいる人を落下させない構造等	令144条1項3号イ他	1	4	5	6
合計件数			1050	2400	2315	1829		

*1凡例 法:建築基準法、令:建築基準法施行令